

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

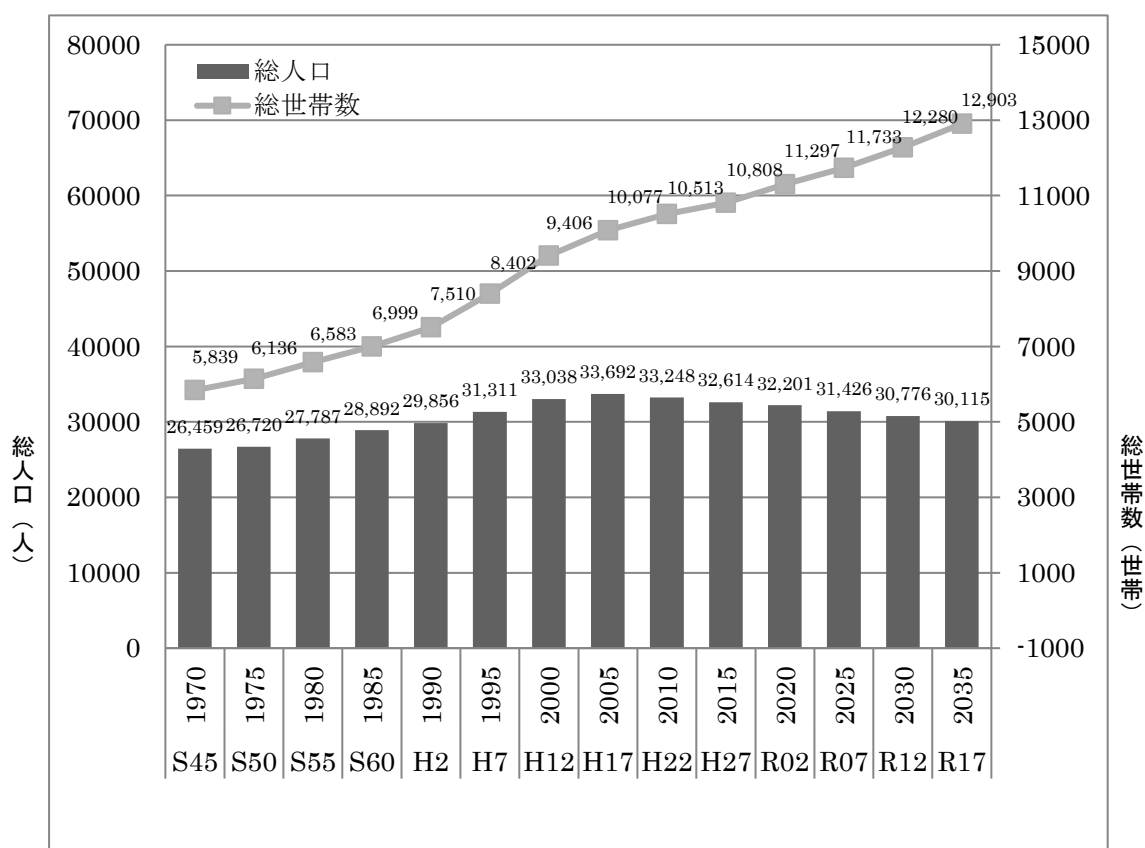
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 人口構造（人口動態・労働力人口）

紫波町の総人口は、令和 5 年 4 月現在で 32,912 人であり、その内生産年齢人口は 18,472 人で全体の 56.1%、高齢人口は 10,447 人で 31.7%となっている。町の人口は、平成 17（2005）年の 33,692 人をピークに減少に転じており、紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンの推計によると令和 17（2035）年には 30,115 人まで減少し、その後も減少傾向が続くものと見込まれている。

世帯数は、核家族化の進行などにより増加傾向にあり、平成 27（2015）年の 10,808 世帯から、令和 17 年には 12,903 世帯になるものと見込まれている。

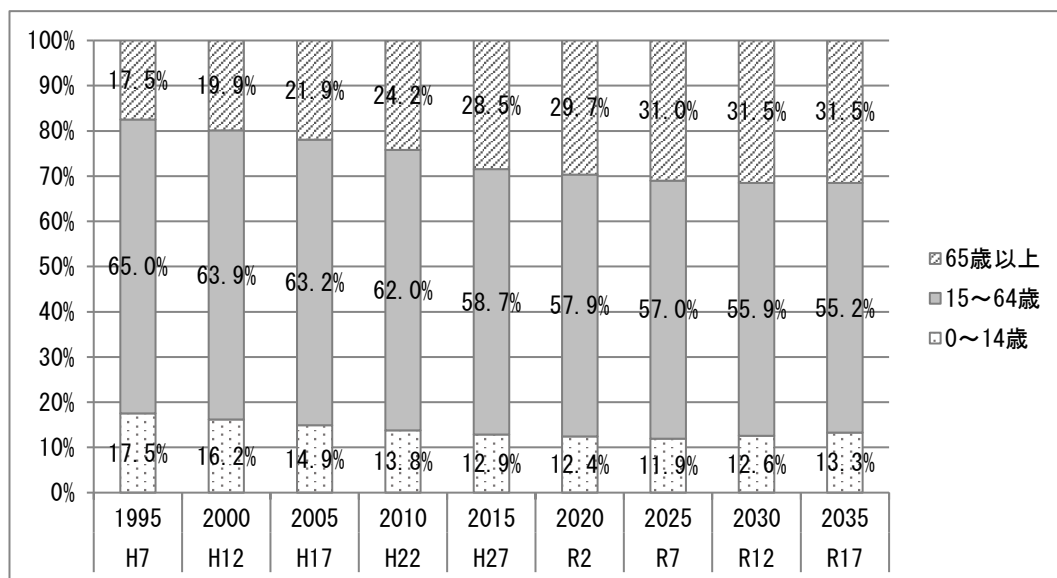
総人口・総世帯数の推移と見通し



※H27 年までは国勢調査。R2 以降は推計値。

年齢3階層別人口を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は増加が続き、今後も少子高齢化が進行すると見込まれている。

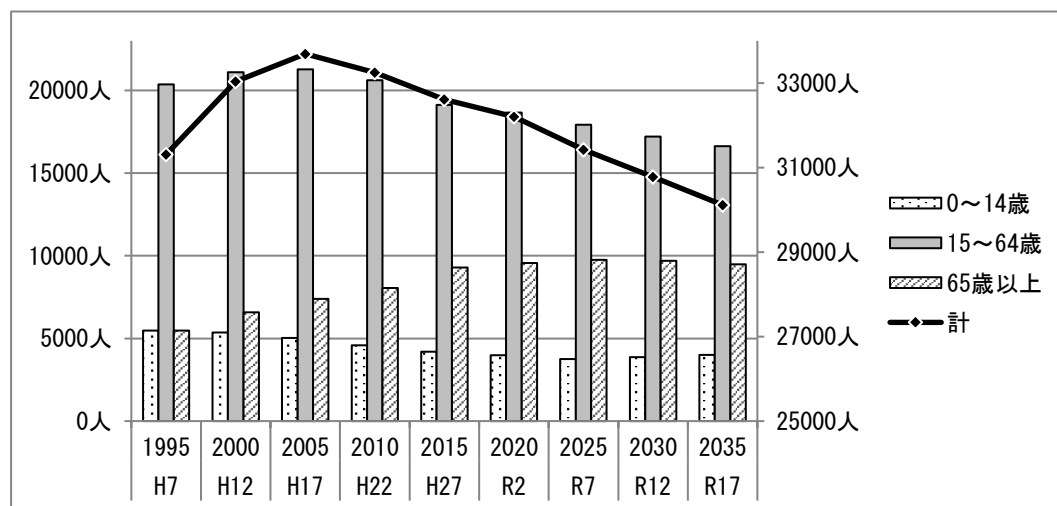
人口フレーム



※H27年までは国勢調査。R2以降は推計値。

町の高齢者人口は令和7（2025）年までは増加を続け、その後は減少に転じると見込まれています。しかし、総人口が減少している中でも高齢化率は上昇し続け、令和12（2030）年は31.5%になると推計される。

総人口と年代別人口



※H27年までは国勢調査。R2以降は推計値。

イ 産業構造及び中小企業者の実態

紫波町における主要な産業は農業であるが、地場企業による製造業や地の利を生かした物流業なども町の重要な産業である。当町では、自動車部品、電子部品・デバイス、半導体製造装置の製造業が地域産業となっているほか、県内大手食肉加工企業の工場を有している。

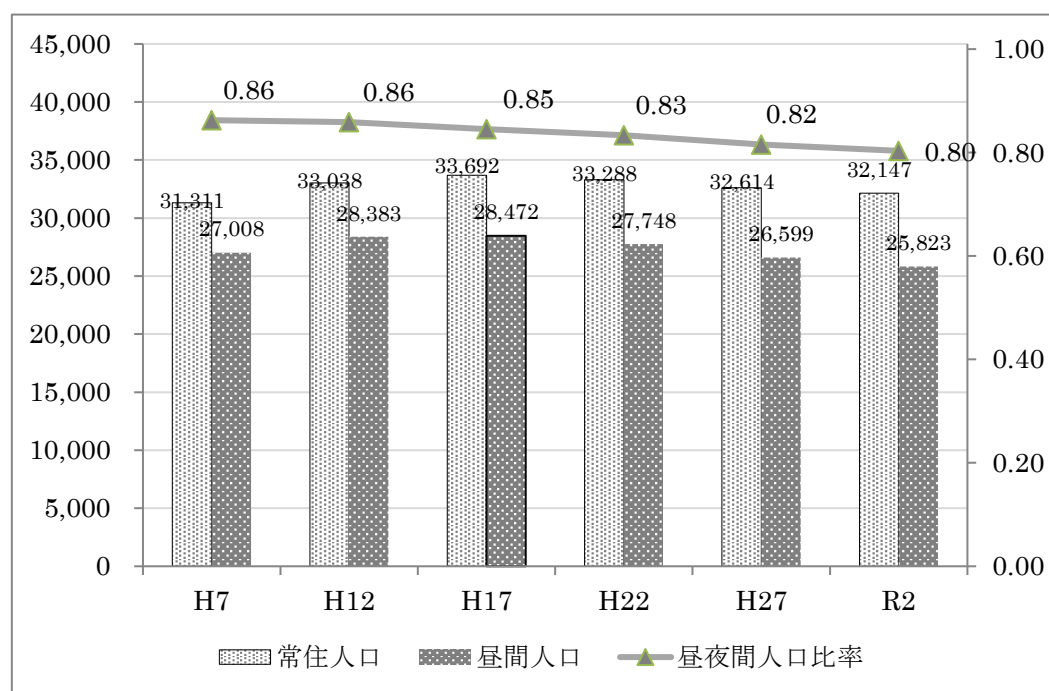
しかし、長く続いた景気の低迷の中で製造業は規模縮小や雇用削減などを余儀なくされ、その回復は遅れている。

当町においては、以前から季節労働者の支援や若年層の流出対策として、商工業の育成や企業誘致と、雇用の維持・確保の両方から取り組みを行ってきた。

しかし、当町は岩手県中部に位置し交通の便にも恵まれているため、以前から近隣市町へ通勤者が多く、令和2年には昼夜間人口比率が県内最下位になるなど町内で働く従業者数は年々減少している。加えて、平成25年度以降有効求人倍率が1倍を超え続けていること等（令和元年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向）により、町内の中小企業者は、人材確保に苦慮しており、さらに、景気低迷の影響により設備更新を控えた結果、その老朽化が進行し、人材不足の中で安定した企業活動を行うためには、高い生産性を持つ設備への更新が必要となっている。

また、生産性を向上させ経営基盤の強化を図ることにより、新たな事業展開の取り組みや魅力ある雇用の場が創出され、地域経済の活性化に繋がることが期待できる。

■ 昼間人口・夜間人口と昼夜間人口比率の推移

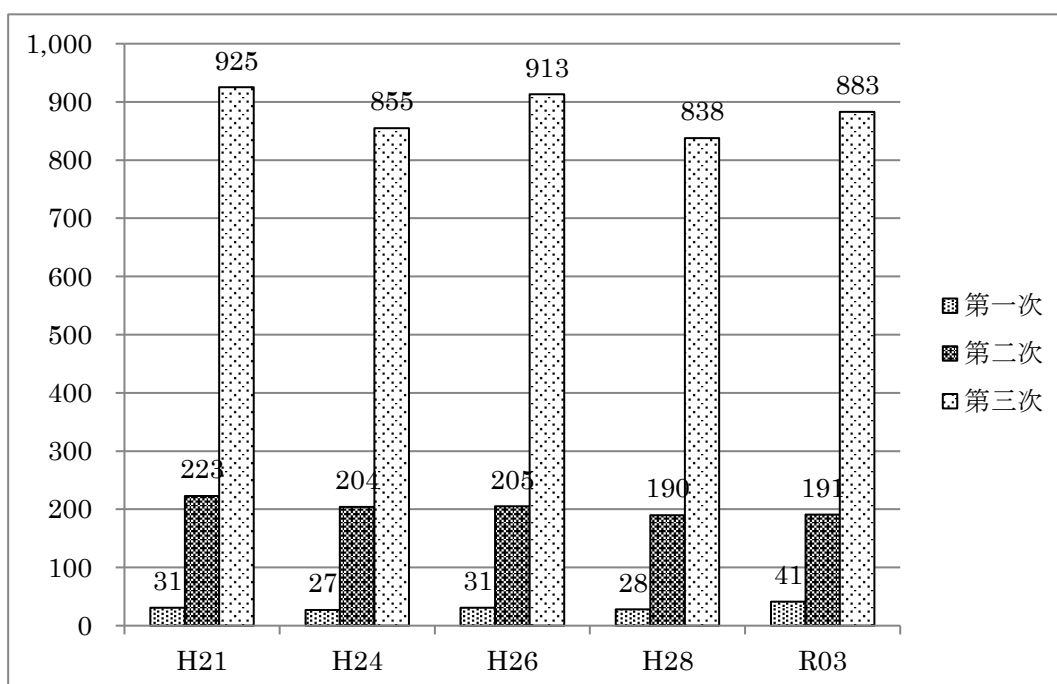


資料：H7年～R2年国勢調査（総務省統計局）。

(ア) 産業分類別事業所数

令和2年の産業分類別事業所数は、「第2次産業」が191事業所、17.1%（平成21年比32事業所減）、「第3次産業」が883事業所、79.1%（同比42事業所減）となっており、「第3次産業」が約8割を占め、製造業が含まれる「第2次産業」は2割弱となっている。

■産業分類別事業所数の推移



資料：経済センサス（総務省統計局）

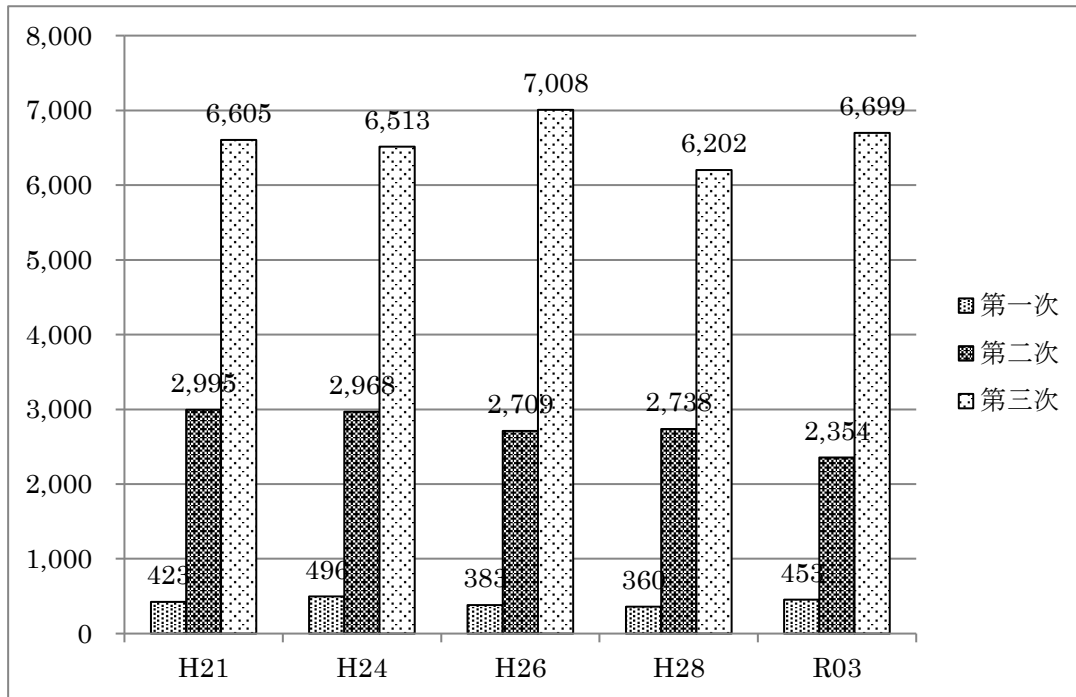
(イ) 産業分類別従業者数

令和2年の産業分類別従業者数は、「第2次産業」が2,354人、24.7%（平成21年比641人減）、「第3次産業」が6,699人、70.4%（同比94人増）となっている。産業大分類別にみると、卸売業、小売業が全体の20.3%を占め、次いで製造業が14.4%、医療、福祉が12.6%となっている。製造業が含まれる「第2次産業」は24.7%を占めている。

なお、従業者総数は、平成21年10,023人、平成24年9,977人、平成26年10,100人、平成28年9,300人、令和3年9,506人となっており、減少傾向にある。

■産業分類別従業者数の推移

資料：経済センサス（総務省統計局）



ウ 町内工業の製造品出荷額等、事業所数、従業者数、粗付加価値額（工業統計調査（従業者数4人以上の事業所））

（ア） 製造品出荷額等

令和元年の紫波町における製造品出荷額等は、約473億3千万円（平成22年比約81億円増）であるが、平成20年に発生した「金融危機」を契機に大幅に減少した後、徐々に増加しているが令和元年度に端を発した新型コロナウイルス感染症の影響により減少した。

（イ） 事業所数

令和3年の紫波町における製造業事業所数は、69事業所（平成22年比12事業所減）である。過去には、前年に比べ増加した年があるものの緩やかな減少傾向にある。

（ウ） 従業者数

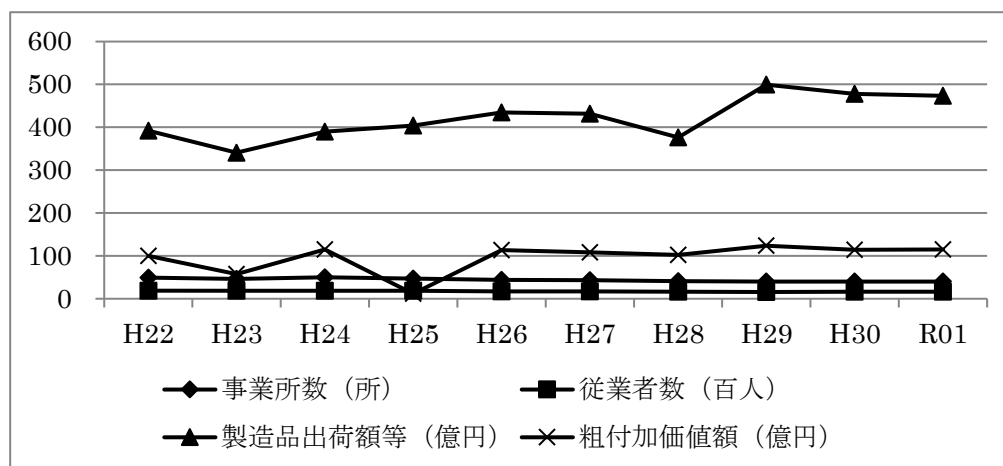
令和3年の紫波町における製造業従業者数は、1,372人（平成22年比525人減）であり、事業所数とともに減少傾向にある。

（エ） 粗付加価値額

令和元年の紫波町における粗付加価値額は、約115億円（平成22年比約15億円増）であるが、「金融危機」以前は約150億円弱で推移しており、以前の水準には回復していない。

■製造品出荷額等、事業所数、従業者数、粗付加価値額の推移

資料：工業統計調査（経済産業省）



	事業所数（所）	従業者数（百人）	製造品出荷額等（億円）	粗付加価値額（億円）
H22	49	18.8	392.3	100.0
H23	46	18.4	340.8	57.4
H24	50	18.5	390.0	115.3
H25	47	18.5	404.0	11.7
H26	44	17.2	434.8	113.4
H27	43	16.8	431.4	108.5
H28	41	16.1	376.7	102.4
H29	40	15.6	499.4	123.7
H30	40	16.4	477.8	114.1
R01	40	16.4	473.3	115.0

（２）目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、紫波町経済の成長を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 15 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

計画期間中に先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）を年率３％以上向上させることを目標とする。

２ 先端設備等の種類

紫波町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様業種が紫波町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設

備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

紫波町の産業は、町の中央部を縦断する国道4号沿線から周辺の散居集落地域、さらに山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画における対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

紫波町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が紫波町の経済、雇用を支えている。多様な産業の中小企業者による生産性向上を実現するため本計画における対象業種は全ての業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等、多様である。したがって、基本計画においては、労働生産性が年率3%以上の向上に資すると見込まれる事業全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月12日～令和7年7月11日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定への配慮

人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 納税の円滑化及び公平性への配慮

当町の町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。